

福岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 福岡市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、福岡市の住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価、その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- 一 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価並びに輸送の安全の確保及び利用者利便の確保措置に関する事項
- 二 法第79条の12第4号の規定による合意の解除に関する事項
- 三 協議会の運営方法その他の福祉有償運送に関し、協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- 一 福岡市長が指名する職員
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民代表
- 四 福祉有償運送の利用が想定される者
- 五 九州運輸局長が指名する職員
- 六 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 七 学識経験者
- 八 ボランティア団体代表
- 九 福岡市内において現に福祉有償運送を行っている団体

(任期、非常勤)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期はその職にある期間とする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は非常勤とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、福岡市職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 5 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長及びあらかじめ会長が指名する者が協議して決定することができるものとする。
- 6 協議会の委員が所属する団体による福祉有償運送の登録等に関する協議を行う場合、当該委員は議事決定に関与できないものとする。
- 7 特定非営利活動法人等による福祉有償運送の登録等に関する協議を行う場合、協議会は当該団体の代表者を協議会に参加させ、意見を聴取することとする。
- 8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 9 協議会の庶務は、福岡市福祉局において処理する。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が整った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月 6日から施行する。

この要綱は、平成20年 8月 6日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。